平成29年5月19日

# 東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続の 状況等について

## 1 根 拠

千葉県環境影響評価条例(平成10年6月19日 条例第26号)

#### 2 事業概要

- (1) 都市計画決定権者の名称:銚子市
- (2) 事業者の名称: 東総地区広域市町村圏事務組合
- (3) 都市計画対象事業の種類の細分: 廃棄物溶融施設の設置
- (4) 都市計画対象事業実施区域の位置:銚子市野尻町1678番地1ほか
- (5) 都市計画対象事業の規模:処理能力204トン/日(2炉)

#### 3 環境影響を受ける範囲と認められる地域

銚子市、旭市、香取郡東庄町、茨城県神栖市

## 4 事業計画概要書

送付: 平成26年12月15日(月) 公告: 平成27年 1月 9日(金)

縱覧: 平成27年 1月 9日(金)~ 2月26日(木)

## 5 環境影響評価方法書

送付: 平成27年 2月 6日(金) 公告: 平成27年 2月27日(金)

縱覧: 平成27年 2月27日(金)~ 3月30日(月)

方法書説明会 : 平成27年 3月11日(水) < 茨城県神栖市内>

平成27年 3月14日(土) <銚子市内>

住民等意見提出期限 : 平成27年 4月14日 (火) ⇒ 意見なし

市町長意見提出期限 : 平成27年 4月30日(木) ⇒ 意見あり(神栖市長)

知事意見提出 : 平成27年 7月10日(金)

### 6 環境影響評価準備書

送付:平成29年 1月16日(月) 公告:平成29年 2月 3日(金)

縱覧: 平成29年 2月 3日(金)~ 3月 6日(月)

準備書説明会 : 平成29年 2月17日(金) 〈旭市内〉

平成29年 2月18日(土)〈銚子市内、神栖市内〉

住民等意見提出期限: 平成29年 3月21日(火)都市計画決定権者見解書提出: 平成29年 4月11日(火)市町村長意見提出期限: 平成29年 5月24日(水)知事意見提出期限: 平成29年 8月 9日(水)

(※) 知事意見提出期限は、都市計画決定権者からの見解書の送付を受けた後、120日。

## 7 千葉県環境影響評価委員会に係る審議(準備書)

(1)諮問、審議: 平成29年 2月17日(金)(2)現地視察: 平成29年 3月 9日(木)(3)審議: 平成29年 3月17日(金)(4)審議: 平成29年 5月19日(金)

(5) 答申案審議 : 平成29年 6月16日(金)(予定)